

東日本旅客鉄道株式会社株式取扱規則

東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社株式取扱規則

昭和62年 8月 5日制定
平成 3年 6月27日改正
平成 5年10月 8日改正
平成11年10月15日改正
平成12年 1月19日改正
平成14年 6月26日改正
平成15年 3月19日改正
平成16年 9月 8日改正
平成17年 9月 7日改正
平成18年 4月27日改正
平成18年 6月23日改正
平成20年12月17日改正
平成21年 6月23日改正
平成22年 6月23日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主の振替口座が開設されている証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めるところによるほか、定款第10条（株式取扱規則）の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出方法)

第 3 条 この規則による請求又は届出の手続きは、この規則に別段の定めがある場合を除き、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行うものとする。ただし、証券会社等で受理又は取り次ぐことができない請求又は届出については、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2 この規則による請求又は届出については、本会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第13条(少

数株主権等)に定める場合は、この限りではない。

(本人確認)

第4条 本社は、この規則による請求又は届出をした株主に対し、本人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

2 前項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主本人からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。

3 第1項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、当該請求又は届出を受理しない。

(代理人等)

第5条 この規則による請求又は届出を代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときはその同意を証明する書面を提出するものとする。

2 前条の規定は、代理人について準用する。

第2章 株主名簿への記載又は記録

(株主名簿への記載又は記録)

第6条 本社は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知(以下「個別株主通知」という。)を除く。)により株主名簿への記載又は記録を行う。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記載又は記録を行う。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録する。

第3章 諸届

(氏名又は名称及び住所の届出)

第7条 株主は、氏名又は名称及び住所を証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。

(法人の代表者の届出)

第8条 株主が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。

(共有株式の代表者の届出)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。

(法定代理人の届出)

第10条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。

(外国居住株主の届出)

第 11 条 株主又はその法定代理人が外国に住所を有するときは、日本国内に常任代理人を選任するか、又は通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名又は名称及び住所若しくは通知を受ける場所を証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。

(登録株式質権者への準用)

第12条 本章の規定は、登録株式質権者について準用する。

第 4 章 少数株主権等行使の手続き

(少数株主権等)

第13条 振替法第147条第4項に定める少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により行うこととし、証券会社等が交付した個別株主通知に係る受付票その他の本会社の定める本人を確認するための資料を併せて提出するものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができるものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 14 条 前条に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1)提案の理由

各議案毎に 400 字

(2)取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

各候補者毎に400字

第 5 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第15条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第 16 条 買取請求株式の買取単価は、前条の請求が第 2 条に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条 本会社は、前条により算出された買取価格から第27条に規定する手数料及びこれに係る消費税相当額を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、本会社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者

に支払う。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に本会社の振替口座に振り替えられるものとする。

第6章 単元未満株式の売渡し

(売渡請求の方法)

第19条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(自己株式の残高を超える売渡請求)

第20条 同一日になされた売渡請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての売渡請求は、その効力を生じないものとする。

(売渡請求の受付停止期間)

第21条 本会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日まで、売渡請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 6月30日
- (3) 9月30日
- (4) 12月31日
- (5) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に売渡請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(売渡価格の決定)

第22条 売渡請求の売渡単価は、第19条の請求が第2条に規定する株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による売渡単価に、売渡請求株式数を乗じた額をもって売渡価格とする。

(売渡株式の移転)

第23条 本会社は、売渡請求を受けた株式数に相当する自己株式について、売渡代金として売渡価格に第27条に定める手数料及びこれに係る消費税相当額を加算した金額が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に売渡請求をした株主の振替口座への振替えを申請するものとする。

第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第24条 本会社及び本会社が指定した口座管理機関との間で締結した契約に基づき開設された特別口座に関する取扱いは、機構及び当該口座管理機関が定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

第8章 総株主通知等の請求

(本会社による総株主通知の請求)

第25条 本会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- (1)法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主に対して通知するために必要があるとき。
- (2)法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (3)株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4)上場廃止、免許取消しその他本会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5)取締役会決議で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

(本会社による情報提供請求権の行使)

第26条 本会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等又は機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1)株主の同意があるとき。
- (2)株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3)株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4)法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (5)上場廃止、免許取消しその他本会社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6)前条第5号に定める総株主通知の請求を検討するために必要と認めたととき。

第9章 手数料

(手数料)

第27条 第15条(買取請求の方法)に基づく株式の買取り又は第19条(売渡請求の方法)に基づく株式の売渡しの場合には、1単元当たりの株式の売買の委託に係る手数料相当額として次により算定した金額に、買取り又は売渡しをした株式の数で按分した額の手数料及びこれに係る消費税相当額を徴収するものとする。

(算定方式)

第16条(買取価格の決定)に定める買取単価又は第22条(売渡価格の決定)に定める売渡単価に1単元の株式数を乗じた合計額のうち

100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円超の金額につき 0.900%

ただし、円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。

附 則

この規則は、昭和62年 8 月 5 日から施行する。

附 則

(本改正の施行期日)

この規則の改正は、平成 22 年 6 月 23 日から施行する。